

平成26年第3回東大和市議会定例会会議録第23号

平成26年9月26日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君

出席説明員（13名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	北田和雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口荘一君		

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1～日程第2〕

第126第3号陳情 「集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情

- 第 2 26第 5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に反対する意見書」に係る陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第3～日程第12〕
- 第 3 第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 4 第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 5 第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 6 第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例
- 第 7 第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について
- 第 8 26第 6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情
- 第 9 26第 7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情
- 第10 26第 8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情
- 第11 26第 9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情
- 第12 26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情
〔決算特別委員会審査報告 日程第13～日程第18〕
- 第13 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 委第3号議案 手話言語法（仮称）制定を求める意見書
- 第20 議第4号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書
- 第21 議第5号議案 地方税財源の拡充に関する意見書
- 第22 議第6号議案 オスプレイの横田基地への飛来や配備反対に関する意見書
- 第23 陳情の付託
- 第24 閉会中の継続審査について
- 第25 閉会中の特定事件調査について
- 第26 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第26まで

午前 9時45分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） 9月22日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田 憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） おはようございます。

去る9月22日、議会運営委員会が開催されましたので内容の御報告を申し上げます。

1点目でございますけど、日程の追加ということで、本日9時半より総務委員会が開催をされました。次に、議員提出議案3件が提出されております。議第4号議案 シルバーバスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書、並びに議第5号議案 地方税財源の拡充に関する意見書、次に議第6号議案 オスプレイの横田基地への飛来や配備反対に関する意見書、以上3件です。並びに閉会中審査分の陳情が1件提出をされております。26第12号陳情 労働者保護ルールの見直しを求める意見書提出に関する陳情、この陳情につきましては建設環境委員会に審査を付託いたします。

以上であります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田 憲二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情

日程第2 26第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情、日程第2 26第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情、以上、陳情2件を一括議題に供します。

以上、陳情2件につきましては、総務委員会委員長、押本 修議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） おはようございます。

ただいま議題に供されました26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情、26第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情、以上2件につきまして総務委員会の審査経過並びに結果につきまして御報告いたします。

この審査は、平成26年6月13日及び7月29日に本委員会を開催し、委員間での討議により行われました。

主な発言は次のとおりであります。

これまで政府は、集団的自衛権は行使できないという前提のもとで、個別的自衛権の中身を拡大して何とかやってきた。しかしながら、アフガニスタンに行こうが、イラクに行こうが、武力行使はできないし戦闘地域にさえ行けない。このことが憲法9条と集団的自衛権の行使に対する大きな歯どめになってきた。今回の政府の決定は、その行使を可能にすることによって、これまでの歯どめをなくしてしまおうというものである。こ

れは戦後の日本のあり方を根底から覆す大問題になるおそれがあるわけだから、憲法を変える手続を経るならまだしも、時の政権が閣議決定だけでやってしまうというのは余りに横暴であり、憲法に対するクーデターと言っても過言ではないと思う。この陳情には採択すべきと考える。

また、現在、政府・与党でさまざまな事例を含めて協議をしている最中であるが、安保法制懇からの意見を受けて3つの大きな柱を示していると思う。1点目は、これまでの政府憲法解釈のもとで可能な立法措置を検討するという。2つ目は、個別的吗、集团的かは何れも、自衛のための武力行使は禁じられていないため、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動には憲法上の制約がないが、こういった提言については政府としては賛同できないと明言している。3つ目は、我が国の安全保障に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、限定的に集团的自衛権を行使することは許されると。これが約一月前の話で、以後、与党間で、グレーゾーンであるとか、限定的な集团的自衛権の問題など、さまざまな議論がされてきたわけであるが、いまだ決着を見ていない状況にある。これについては従来の政府解釈に沿った形でいいのではないかと。仮にそれを変えるというのであれば、国民が本当に納得するかどうか、そういったところの議論はしっかりと煮詰めなければならないと思う。

次に、そもそも今の憲法が認めているのは個別的吗自衛権の行使までであり、集团的自衛権の行使については憲法改正の手続がなされるのであればともかく、行使だけを容認するということには非常に遺憾であるという思いである。政府より15の事例との報道があったが、そのほとんどが個別的吗自衛権にて対応できるものであり、海上保安庁や警察権でも対応可能かと。したがって、この陳情には賛成させていただきたい。

この問題に関しては、政権は憲法そのものを変えたいと考えていたのだが、どうもうまくいかない。それで、こういう形で強引にむちゃくちゃな形で議論をしているなど思っている。今回、政権がこういう問題を持ち出してきたこと自体、極めて危ないと思う。これは本来、憲法改正を正々堂々と議論するものであり、解釈で変えてしまうことは、これが認められてしまうと地方自治にも影響があるのではないかと危惧している。一方、7月1日の閣議決定内容を詳細に確認すると、懸念されるような集团的自衛権の行使については認められていないと判断できる。今回は一部集团的自衛権について容認ということであるが、限りなくこれまでの個別的吗自衛権の範疇、または範疇を少々拡大したものと判断できる。陳情者が懸念されるような部分について、今回の閣議決定においては特にその懸念には及ばないと考える。

次に、懸念はないとのことだが、例えば機雷のことや封鎖について例示として出してきたことについてはどう解釈されるのか。それはホルムズ海峡に機雷がまかれることを指されていると思うが、ホルムズ海峡は国際法上はオマーン国の領海となっており、一国の領海に機雷がまかれた時点で、そこは戦闘地域だということになる。戦闘地域には自衛隊を派遣されないとの閣議決定でも明確にされているので、国内法上そこへ行く根拠もなく、懸念されるような集团的自衛権の行使には当たらないと考える。

次に、1972年の政府見解では、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを、その内容とする集团的自衛権は認められないとされている。自国と密接な関係にある国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利、これを集团的自衛権だと政府見解として定義した上で、憲法9条で許されている自衛権の行使は、我が国を守るための必要最小限にとどめるべきとされており、集团的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであり、憲法上、許されないというのがこれまでの政府見解である。自国だけではなく、密接な関係にある諸外国に対する攻撃があった場合にも武力行使できるというのは、まさにこの政府見解で言っている集团的自衛権そのものである。

それに対して、今回の閣議決定では、我が国の支援対象となる他国軍が、現に戦闘行為を行っている現場では支援活動は実施しないとなっている。先ほどのホルムズ海峡に機雷がまかれるというような場合、そこはオマーンの領海であるので、既にそこは戦闘行為のある現場とみなされ、自衛隊はそこへは行くことができないのである。それから現在の世界情勢は、1972年当時とは大きく変わっている。中国の国力、軍力は増大し、北朝鮮のミサイルは日本全土を射程圏にしている状況にある。そんな状況下では、あらゆることを想定して事前に手を打つのが政府の責務だと考える。憲法13条には、全ての国民の生命、自由及び幸福追求に対する権利については、公共の福祉に反しない限り、立法、その他の国政の上で、最大の尊重を必要とされていると書かれてある。朝鮮半島、韓国には日本人が3万5,000人もいると言われていて、中国にも当然ながら大勢住んでいる。中東にだって。そんな中で、国民の生命や財産をいかにして守るかについては、できる限り速やかに政府が判断をし、その準備を進めておく必要があると考える。今回の閣議決定によって日本が戦争をする国になったとか、自衛隊員が血を流すことになると思うのは、いささか短絡的ではないかと判断したい。

次に、歴代の政権が現行憲法のもとでは認められないとしてきた集団的自衛権を、わずか2カ月足らずの議論をもって国民的な理解は得られないまま決められてしまったことが非常に懸念される場所である。集団的自衛権というのは、具体的に言えば他国間の紛争に武力をもって応援、参加することであり、つまり集団的自衛権の行使は戦争を行うことといっても過言ではないと思う。集団的自衛権の行使容認を解釈の変更だけで、それも一政権の判断でやっていいものであるのか、皆さんにも認識していただきたいと思う。

ここで質疑を終了、自由討議を省略、討論を行いました。

まず陳情に賛成の立場からの討論。

これまで憲法9条のもとで、イラクに自衛隊を派遣しても戦闘地域には行ってはならない、武力行使はしてはならないという歯どめがあったわけだが、これを外し、現在戦争が行われていない状況にあれば、どんなところでも自衛隊を派遣して武器や弾薬の供給ができるようにした。これは自衛隊員が殺し殺され、戦争に巻き込まれていく事態を招く閣議決定となったわけです。安倍総理は、日米安保条約に重大な損害を与えられるときには武力行使ができると発言しています。仮にアメリカがイラクに自衛隊を派遣しろと言ったときに断れば、安保条約、そして日米同盟に重大な損害があると政権が判断し、自衛隊の派遣、そして武力行使が可能となるわけです。これはまさに解釈改憲である。また日本に明白な危険がある場合という前提が歯どめになってきていると言いますが、この閣議決定を解釈改憲ではないと強弁する政府が言う判断を信じることなどできません。5割以上の国民が集団的自衛権を行使すべきではないと言っている状況で、正規の改憲手続もとらずに一政権による閣議決定だけで、戦後日本のあり方を根底から覆すような行為に対し、陳情を採択し、反対の意見書を提出するのは当然であると考えます。

次に、陳情に反対の立場からの討論。

今回の閣議決定のポイントは、憲法9条のもとで容認される自衛権に関して限界を示したことであると考える。自衛権発動の新3要件を定めて、武力行使に関して厳格な歯どめをかけた点が重要な点となっている。今回の決定では、武力行使はあくまでやむを得ない自衛の措置として容認されるものであり、自国防衛に限った措置であることは明白である。いわば個別的自衛権に匹敵するような事態にのみ発動されるという憲法上の歯どめになっていると考えられるので、外国の防衛や、それ自体を目的とした集団的自衛権を認めているわけではないと考える。平和主義という憲法の柱を堅持し、9条のもとで認められている自衛措置の限界を示した閣議決定であると判断し、この陳情の採択には反対の立場をとらせていただきます。

討論を終了し、直ちに採決を行いました。起立採決の結果、起立少数、よって26第3号陳情 「集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書」に係る陳情、26第5号陳情 「集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書」に係る陳情、以上2件の陳情は不採択と決しました。

以上をもちまして、平成26年第3回定例会総務委員会委員長報告とさせていただきます。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 押本 修君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を行います。

〔20番 佐竹康彦君 登壇〕

○20番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は公明党を代表して、26第3号陳情 「集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書」に係る陳情並びに26第5号陳情 「集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書」に係る陳情に、反対の立場から討論をします。

本年7月1日に、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての閣議決定がなされました。決定までの間、国民の間にさまざまな議論が起これり、私ども公明党でも今後の安全保障体制について種々検討、議論がなされました。5月15日に行われた安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の答申を受けた安倍総理大臣からの与党協議の呼びかけに応じ、公明党は真摯にこの問題と向き合い、閣議決定に至るまで丁寧な議論を積み重ねてきました。

私どもは、平和の党としての責任感から憲法の平和主義の堅持、これまでの憲法解釈との整合性、合理性を確保することについて確認をし、他国防衛を主眼とした、いわゆる集团的自衛権の行使は容認できないとの立場を明確に主張しながら、現実に国民の生命が危険にさらされるような急迫な安全保障にかかわる事例が惹起した場合、どのように国民を守っていくか、そのための実際の法整備の方向性をどう明確にしていくかということをもさまざまな角度から研究、検討を加えつつ議論してまいりました。

今回の陳情は、7月1日の閣議決定に関し、その内容が議論をされている段階で提出されたものです。決定までの議論の渦中において、主としてその結論の方向性について懸念を示されたものと理解いたします。その懸念を踏まえつつ、この陳情の審議において考慮すべき点は、7月1日の閣議決定が、これまで積み上げてきた政府の見解と論理的整合性を確保しているかという点と、あわせて巷間言われる解釈改憲であったかどうかという法的安定性の保持に関する点、そして閣議決定における集团的自衛権の概念をどう捉えるかという点にあると考えます。

まず論理的整合性と法的安定性という点です。憲法の平和主義の根幹となる第9条の文言には、戦争の放棄、戦力はこれを保持しない、交戦権はこれを認めないとあり、一見すると憲法は一切の武力行使を禁じていると見えます。しかし一方で、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有するとの憲法前文と生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、最大の尊重が必要という憲法第13条の規定があります。これらを踏

まえ、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置は、憲法第9条において禁じているとは解されず、外国の武力攻撃によって憲法前文や13条が定める国民の権利が根底から覆される急迫、不正の事態に対処するやむを得ない措置として行われる必要最小限度の武力行使は、現憲法下において許容され得るということを政府は一貫して表明してきました。これは昭和47年、1972年、10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料、「集团的自衛権と憲法との関係」において明確に示された政府の見解です。

この従来の考え方を踏まえつつ、今回の閣議決定を見ると、その3、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置の(1)に、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要があるとしています。続けて(2)に、憲法第9条のもとで例外的に許容される武力の行使に関して、昭和47年、1972年見解の根幹について、この基本的な論理は憲法第9条のもとでは今後とも維持されなければならないと結論づけ、従前の憲法解釈との論理的整合性を維持しています。これについては憲法学者の木村草太氏が、憲法学者として7・1閣議決定の中身を見ると、従来の解釈と完全に整合していると読むことができると述べています。

加えて7月15日の参議院予算委員会における公明党、西田実仁参議院議員の質疑に対して、横畠内閣法制局長官は次のように答弁されています。今般の閣議決定は、憲法第9条のもとでも一定の例外的な場合に自衛のための武力の行使が許されるという昭和47年の政府見解の基本論理を維持し、この考え方を前提として、これに当てはまる極限的な場合は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も、これに当たるとしたものであり、これまでの憲法第9条をめぐる議論と整合する合理的な解釈の範囲内のものであると考えております。したがって、今般の閣議決定は、憲法改正によらなければならないことを解釈の変更で行うという意味でのいわゆる解釈改憲には当たらないものでございます。引用が長くなりましたが、法の番人とも言われる内閣法制局長官の答弁として、いわゆる解釈改憲には当たらないことがここに明言されております。

次に、閣議決定における集团的自衛権の概念をどう捉えるかという点です。今般の閣議決定の核心は、憲法第9条下で認められる自衛の措置について新3要件を定め、政府の恣意的な自衛権発動を封じ込めた点にあります。この新3要件とは、1、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。2、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないとき。3、必要最小限度の実力を行使するというものです。また先ほど述べたとおり自衛権に関する政府の憲法解釈の基本となっている昭和47年、1972年見解の考え方も今回変わっておらず、新3要件はその根幹の論理を守り、憲法第9条のもとで認められる自衛の措置の限界を示していると判断できます。閣議決定には、武力の行使は我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるとあります。あくまで自国防衛に限った措置であることを明確にしたものです。いわば日本への武力攻撃に匹敵するような事態にのみ武力行使が認められており、外国の防衛それ自体を目的としたいわゆる集团的自衛権の行使は認めていません。横畠内閣法制局長官も、他国防衛の権利として観念されるいわゆる集团的自衛権の行使を認めるものではないとの趣旨を国会の場で明言しています。

別の角度から考えると、今回の閣議決定は集团的自衛権と個別的自衛権とが重なり合っている部分について改めて議論をし、これまでの憲法解釈の範囲内で許容され得る武力行使のあり方を確認したとも言えます。憲

法学者の木村草太氏は、個別的自衛権で対処可能な範囲について、集団的自衛権と重なるが自衛の措置をとってよいと確認しているにすぎないとし、また集団的自衛権という言葉は使っているものの、実際には個別的自衛権で説明できる武力行使に限定された内容になっていると述べ、また加えて集団的自衛権の行使に反対する余地、今回の閣議決定の内容そのものを否定することは賢明な態度ではないとも述べています。

以上のように、今般の閣議決定において示された考え方は、これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性が保たれており、かつ実質的な内容としても、いわゆるフルサイズの集団的自衛権ではなく、これまでと同様な個別的自衛権の範疇で説明できる武力行使に限定されたものとなっています。そのため閣議決定以前に種々の議論のある段階で出された今回の陳情において懸念された内容については、実際の閣議決定では払拭されていると判断いたします。よって、市議会において26第3号陳情並びに26第5号陳情を採択する必要性はないものと考え、反対とするものです。

以上をもって反対討論といたします。

[20番 佐竹康彦君 降壇]

[1番 森田真一君 登壇]

○1番(森田真一君) 26第3号陳情及び第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書」に係る陳情につきまして、採択とすることに賛成する立場から討論をいたします。

安倍政権は、7月1日に、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないというこれまでの政府見解を転換し、集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を強行しました。我が国は湾岸戦争やイラク戦争の際に、アメリカから「ショー・ザ・フラッグ」「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」と自衛隊を米軍の作戦に参加させることを求められてきました。しかし、その都度、実際の中身はともかくとして、憲法9条を根拠に戦闘地域には行けないという建前を堅持してきました。しかし、このたびの閣議決定は、その求めに応じて、これまでの国会論戦で積み上げてきた政府見解を根底から覆し、憲法改定に等しい大転換によって海外で戦争する国への道を開くものであると考えます。

内閣官房のホームページに掲載されている閣議決定に関する一問一答によれば、「今回の閣議決定は、合理的な解釈の限界をこえるいわゆる解釈改憲ではありません。これまでの政府見解の基本的な論理の枠内における合理的なあてはめの結果であり、立憲主義に反するものではありません。」と言い、また「米国から戦争への協力を要請された場合に、断れなくなるのではないか？」という設問では、「武力行使を目的として、イラク戦争や湾岸戦争のような戦闘に参加することは、これからもありません。我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がない場合、他に適当な手段がある場合、必要最小限の範囲を超える場合は、「新三要件」を満たさず、「できない」と答えるのは当然のことです。」としています。

これらをもって、閣議決定はそもそも憲法を解釈で変更するものではない、従来枠内にとどまるものだ、解釈改憲だと決めつけるほうがおかしいという主張がありますが、これには誤謬があります。具体的に示されたイラク戦争を例にとると、2008年に名古屋高裁で争われた自衛隊イラク派兵差止訴訟において、航空自衛隊が後方支援と称しながら、多国籍軍の武装兵員を戦闘地域に輸送していたことから、他国の武力行使と一体化した兵たん活動は、みずからも武力行使を行っているとして評価されざる得ないものとして、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められると事実認定され、政府は抗弁ができませんでした。新聞報道では、当時、輸

送機で戦闘地域まで空輸した2万6,384人のうち67%は米兵が占めていたとされています。自衛隊が米軍の武力行使と一体化した行動を実際に行っていたのです。このような事実を無視して、政府が決まりどおりやっているといるのだから問題がないなどという議論は成り立ちません。

本陳情は、これらの歴史的事実を踏まえて、閣議決定の文言に示された枠組みのみならず、実質的な意味でも自衛隊が海外で武力行使を行うことがないように、その徹底を求めるものであり、同陳情は採択されることが妥当であることを申し上げ、討論を終わります。

以上です。

[1 番 森田真一君 降壇]

[6 番 大后治雄君 登壇]

○6番(大后治雄君) 議席番号6番、大后治雄でございます。民主党を代表し、26第3号陳情及び同第5号陳情「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に対する意見書」に係る陳情に、賛成の立場で討論を行います。

さて、今般の国政における集団的自衛権論議に関する私の大学時代の恩師であります慶應義塾大学名誉教授で弁護士小林節先生の見解が、できの悪い一教え子にすぎない私からの僭越な物言いをお許しいただけるのであれば、まことに的を射たものでありますので御披瀝いたすことで討論にかえたいと存じます。

まず、大阪日日新聞コラム「一刀両断」、2014年7月29日からであります。憲法9条が1項で戦争、他国と意見の違いについて武力で決着をつけることを放棄し、2項で戦力、正式な軍隊と交戦権、海外で戦争を遂行するために不可欠な権利の不保持を明記している以上、我が国が海外派兵できないことは自明である。だから、我が国は海外派兵の禁止、専守防衛、侵略の対象にされた場合にだけは自衛行動をとるを国是としてきた。だからこそ同盟国を守るために海外派兵することが不可欠な集団的自衛権は、現行憲法のもとでは行使できないとされてきた。ところが、今回、安倍内閣は、場合によっては集団的自衛権も行使できると閣議決定した。これは明白な憲法違反である。

次に、同じく大阪日日新聞コラム「一刀両断」、2014年8月5日からであります。第二次世界大戦という悲惨な総力戦の体験を語り継いできた我が国の世論の底流には、半ば思考停止の反戦感情があり、それが冷静な安全保障論議を頭から拒む土壌を形成している嫌いがある。しかし、だからこそ現実にこの国の安全保障について責任を負い、かつ最高の情報を保有している政府は、主権者国民に冷静に議論を仕掛けていくべきではなかろうか。にもかかわらず、今回の集団的自衛権論議に際して、政府は一貫して論争を避けた。まず国際慣習法上の確立した概念としての集団的自衛権が、他国防衛のために海外へ出兵する権利であるにもかかわらず、政府は我が国を守るためにしか行使しないと張り張った。また海外派兵の権利である以上、歴史的先例に照らして明らかなように、今後は我が国の兵士が海外で他国人を殺し、当然に殺される関係に入ることを意味するのは明白であるが、その点を何度問われても、政府は一貫して安全に運用するとしか言わなかった。憲法9条2項は、軍隊と交戦権という海外で戦争をする手段を明確に禁じている。だから、我が国はこれまで海外派兵の禁止を国是としてきた。だから、我が国はみずからが侵略の対象にされた場合に、自衛隊を用いて国内とその周辺だけを戦場にして防衛を行う専守防衛を国是としてきた。それを一切正直に説明せず、野党から問われても答えをはぐらかす、こうした政府の姿勢は異様であった。

続きまして、同じく大阪日日新聞コラム「一刀両断」、2014年8月12日からであります。去る7月1日、安倍首相は、場合によっては集団的自衛権を行使できるという閣議決定を行った。もちろんそれは海外派兵の枠

組みを認めただけの話で、今後、十数本に及ぶと言われている海外派兵手続法の制定を経なければ、実際に自衛隊を海外に派兵することはできない。

続きまして、同じく「一刀両断」、2014年9月23日からであります。これまで70年近く、憲法上の制約があるとして禁止されてきた集団的自衛権の行使、海外派兵を政府の解釈変更により解禁するという事は、イギリスの先例に見るように、今後は日本人が海外で戦死する可能性と日本国内で報復テロが勃発する可能性を容認することにはかならない。

最後に、「与党協議事例に集団的自衛権は不要だ」と題する同じく「一刀両断」、2014年5月27日からであります。本来の集団的自衛権とは、同盟国が戦渦に巻き込まれた際には、無条件に行って参戦する権利で、その本質は海外派兵である。このような権利が敗戦のわび証文のようにつくられ、戦争を放棄し戦力と交戦権の不保持を宣明している現行9条から読み取れるはずなどない。政府としては、堂々と改憲論議でその是非を問うべきであろう。

引用はここまでであります、これから始まる海外派兵手続法の論議に注目をいたしたいと存じます。

以上であります。

[6 番 大后 治雄 君 降壇]

[4 番 実川 圭子 君 登壇]

○4番(実川圭子君) 4番、実川圭子です。26第3号陳情及び第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書」に係る陳情に、賛成の立場で討論いたします。

政府は、従来、集団的自衛権を違憲としてきました。集団的自衛権行使とは、他国の戦争への参加であり、憲法9条のもとでは違憲だとの立場でした。安倍内閣は、閣議決定でこの制約を取り払うこととし、国際的な軍事協力と戦争参加への道を選択しました。国民的議論もされず、閣議決定で解釈変更に踏み切ったことはとても容認できるものではありません。今まで日本が掲げてきた戦争放棄をもし仮に変えようとするのであれば重大な変更であり、立憲国家である民主主義の国として憲法の定めに従った手順と手法、すなわち明文改憲が必要です。今、国が進めているやり方は、主権者である国民を軽んじた横暴な進め方としか言えません。

戦後、平和国家として歩んでこられたのも、あの悲惨な過ちを繰り返さないために、多くの人の命を失ったさきの戦争から学び、徹底した戦争放棄を定めた国際平和主義をうたった憲法9条があつてのことです。私たちは他国の戦争に協力するのではなく、武力行使を行わない真の平和主義に誇りを持って、近隣諸国との平和と友好と共存の道を選択することこそが日本の進むべき道だと考えます。

今回、同様の陳情が全国各自治体に提出されており、190以上の自治体で採択されています。私は、各市議会でもこの陳情を採択し、国への意見書を提出すべきと考え、賛成討論といたします。

[4 番 実川 圭子 君 降壇]

○議長(尾崎信夫君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

26第3号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更」に反対する意見書」に係る陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（尾崎信夫君） 26第5号陳情 「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更に反対する意見書」に係る陳情、本件は26第3号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

日程第 3 第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第 4 第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

日程第 5 第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第 6 第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

日程第 7 第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

日程第 8 26第 6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情

日程第 9 26第 7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情

日程第10 26第 8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情

日程第11 26第 9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情

日程第12 26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情

○議長（尾崎信夫君） 日程第3 第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第4 第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第5 第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第6 第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、日程第7 第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、日程第8 26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情、日程第9 26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、日程第10 26第8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、日程第11 26第9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、日程第12 26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情、以上、議案5件、陳情5件を一括議題に供します。

以上10件につきましては、厚生文教委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） ただいま議題に供されました第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とす

るための陳情、26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、26第8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、26第9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情、以上、5議案及び5件の陳情につきまして、厚生文教委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

議案が多いので、少々お時間を頂戴いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

これらの審査は、平成26年7月24日及び9月11日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

初めに、第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

第4条、第5条の市の責務と家庭的保育事業者等の責務として、単に基準を守るということだけではなく、常に向上させるよう努めるというふうに書かれているが、これはどのような意味があるのかとの質疑に対して、今回の東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、認可基準であるが、この基準を満たせばいいということではなく、満たした後も常に向上し、よりよい保育を目指していただくということで、「市は、基準を常に向上させるように努めるものとする。」という一文が入っているとの答弁がありました。

次に、第6条に定期的に外部の者の評価を受けてというふうにあるが、具体的にどのようなことかとの質疑に対して、現在の認可保育園等についても定期的に外部評価を受けることになっている。それと同じように、家庭的保育事業者においても定期的に外部の評価を受けて、自己評価だけではなくて公平な評価を受けて改定に努めていただく責務を記したものであるとの答弁がありました。

次に、9条の市独自の対応として、非常災害対策ということが載っているが、市の助成のようなものはあるのかとの質疑に対して、認可保育所で加算の補助として施設機能強化推進費加算というのがある。これは施設の防災対策の充実、強化や防災訓練、備蓄を買ってもいいということになっているので、活用をお願いしたいと思っているとの答弁がありました。

次に、第27条の保育の内容というところで、保育する乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならないとあるが、これはどのようなことを言っているのかとの質疑に対して、通常のお子さんだとその日の体調等をよく認識して、その子に合った保育ということであり、障害を抱えた子供でも集団保育が可能であれば一緒に保育できるように配慮する必要があるということで、この規定が入っているとの答弁がありました。

次に、第29条で定める小規模保育A型、B型、C型には具体的にどのような差があるのかとの質疑に対して、小規模保育A型とB型については、必要とされる従業員の数、それから面積等は同じで6人から19人までのお子さんを預かる小規模な施設である。違いは、A型は全員が保育士でなければならないが、B型は50%以上が保育士であればよいということになっている。小規模保育C型は、通常の家福祉社員、御自宅でお子さんを預かっているような例が家庭福祉社員であるが、その方たちがグループでアパート、マンションの1室を借りて二組一緒に保育を行うような場合については、小規模保育C型という言い方になっているとの答弁がありました。

次に、第39条の居宅訪問型保育事業ということで、これは市がその居宅訪問保育事業者と認定した人と利用したい御家庭とをつないでいくという理解でよいのかとの質疑に対して、この居宅訪問型保育事業、すなわちベビーシッターについては新しく生まれる概念である。今まではこのベビーシッターについては、行政は一切

介入していなかった。今後は市のほうで登録をし、必要とされる方に御紹介をし、契約につきましては保護者が直接行うことになるとの答弁がありました。

次に、この条例の趣旨について、主に認可外の施設に対して一定の基準を設けて認可して認めていこうという、こういう趣旨でつくられていると理解してよいかとの質疑に対して、これらの家庭的保育事業については、昨今の待機児童解消のために保育ママのような今までやっていたような既存の事業を、新たに地域型保育ということで市が認可をしていくということになる。そこはこれまでの認可保育所を補完するような意味で、地域に根づいた施設を認可していくということで、この制度ができたものと認識しているとの答弁がありました。

次に、第35条で、いわゆる認可保育所の場合には、乳幼児1人当たり1.65平方メートル、それにほふく室1人当たり3.3平方メートルという基準が、この条例の基準では下がることになるのかとの質疑に対して、この件については国では児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の32条で定められているが、今回の条例では30条で小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準でも、乳児室またはほふく室を設けることとなっており、乳児室またはほふく室の面積は、1人につき3.3平方メートル以上であるということになっているので、国の基準により近くなっていると認識しているとの答弁がありました。

次に、31条の2では、小規模保育事業AとかBとかいう名前で、いわゆる認可保育所になるが、片や国の基準に適合した保育所は保育士さんが全員資格者であり、そうでない今度の条例による認可保育所は保育士さんでない方も含まれることになり、保育を受ける子供から見れば公平さにおいて差が出ると読めるが、どのような認識を持つてるかとの質疑に対して、現状の認可保育園は全て保育士ということになっているが、小規模保育事業A型も同様である。B型については、確かに50%以上の保育士ということであるが、残り50%の方についても指定した研修を受けた方ということをお願いしてあり、これから市のほうで毎年確認や検査を行うので、そのあたりはしっかり対応していきたいという答弁がありました。

次に、調理業務について、25条では自分のところで調理しなくていいということによいかとの質疑に対して、原則は自園調理であるが、ただし調理業務の全部を委託する場合または連携施設等から搬入する場合には調理を置かなくてもいい、搬入することはできるということになっているとの答弁がありました。

次に、待機児の解消について、これまで市の考えは認可保育園を増設することで対応してきているが、今後は地域型保育、いわゆる小規模保育事業でふやすという考えなのかとの質疑に対して、現在認可保育園は16園で、今後は新たな保育園は設置する予定はないが、今事業を進めている既存園の増築で受け入れ枠をふやすということで対応している。平成26年度に比べ、来年度はテマリ保育園の移設、建て替え並びに紫水保育園の増築によって、ことし4月、1,900人だった受け入れ枠を32人ふやし、平成27年度からは1,932人にふやす予定である。また昨年10月に未就学児及び小学校3年生までの保護者の方、2,000名にアンケートをとり、これからのニーズ調査をしたところであるが、それらの数字によると平成27年度からは100%を超えるというふうに踏んでいる。選択肢が広がる中で受け入れ枠は拡大しており、需要に対して十分な受け入れができると認識しているとの答弁がありました。

次に、事業所内保育について、当市では2事業所がやっているが、45条で定員が20名以上に限るとされ、46条で職員の対応を保育士とか嘱託とか調理員を置かなければならないという場合に、事業所内で定員を満たすことは困難ではないかと考えるかとの質疑に対して、事業所内保育事業はそのままで今度の公的制度に乗ることもできる。ただし、公的制度に乗れば公費も出る。そのかわりに、定員にあきがある場合に市民の子供を預かってくださいということになっているとの答弁がありました。

次に、この条例に違反したりサービスが低下したときの担保はどうするのか、市はどういうことを考えているのかとの質疑に対して、これは法のほうで定められているが、市は保育事業者に指導を行い、直ちに是正するように勧告することになる。勧告した旨を公表し、またどうしてもそれに従わない場合には、確認の取り消しという形になって担保される予定であるとの答弁がありました。

次に、25条にもかかわるが、家庭的保育者は市長が行う研修を受けることになっているが、これを十分充実させないとサービスの担保が難しいと思うがとの質疑に対して、家庭的保育ママでは、市が直接研修をやるよりは、東京都のような大きいところをお願いするように考えているとの答弁がありました。

次に、この条例に関しては、子ども・子育て支援新制度が開始することに伴い、市が条例で定める必要が生じたという説明を受けている。もし条例が定められなかった場合に、市民に対してどのようなメリット、デメリットがあるのかとの質疑に対して、保育サービスを利用する市民の方は、認可や確認を受けて一定の水準をクリアした事業者を利用することができるようになり、安心して教育、保育サービスを受けることができる。また市が毎年徹底的にチェックして、大丈夫だということで確認する施設であり、事業者も認可、確認を受けて給付の対象となると。公費による補助を受けることで、事業の経営基盤が安定し、利用者も安心して使えるということになるとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を終了、討論を行いました。

討論では、この条例では制度的に後退することが定められるという点がありますので、この条例は可決すべきではないというふうに考えるとの討論がありました。

討論を終了し、起立採決の結果、第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

第2条9番に出てくる支給認定については、どのような形で行われるのかとの質疑に対して、保護者の申請に基づく就学前子供の区分についての認定が支給認定となる。第1号、第2号、第3号ということで区分分けされるが、1号については教育標準時間ということで保育は必要ないけれども、保育園等で教育は必要というお子さん、2号認定は満3歳以上で保育が必要なお子さん、3号認定は満3歳未満で保育が必要なお子さんとなっているとの答弁がありました。

次に、第12条に学校との密接な連携に努めなければならないということが書かれているが、これは発達障害の早期発見、早期支援につなげるという意味合いというふうに捉えてよいかとの質疑に対して、そのとおりである、発達障害等、配慮すべきお子さんを学校とうまくつなげて、よい教育を受けていただけるようにということで、この条文が入っているとの答弁がありました。

次に、6条の関係では、特定教育・保育施設、事業者はその施設がどういうものであるかというのを説明することになっているが、具体的にはどのように行われるのかとの質疑に対して、特定教育・保育施設は特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ説明して同意をいただくということになっている。利用者負担についても、重要事項の運営規程等の内容という中に全部含まれており、同意を得ることになるとの答弁がありました。

次に、第7条では、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされ

ているが、この正当な理由の中に定数の問題は入るのかとの質疑に対して、定員にあきがない場合、定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、それらが正当な理由になると考えているとの答弁がありました。

次に、26条、虐待等の禁止、27条、懲戒に係る権限の濫用の禁止について、市の監督の体制というのはどうなっているのかとの質疑に対して、定期的な確認ということで立入調査を行い、事故等、何かあった場合には報告をいただくようにしたいとの答弁がありました。

次に、第7条の3について、そこの施設が利用定員を超える場合、法20条第3項に基づいて保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子供は優先的に利用できるという内容について、これは現在と同じ方法でやるという認識でよいかとの質疑に対して、ひとり親の方でお母さんが一生懸命働いていらっしゃるとか、御事情によって必要性が高いと思われる方については、優先的に入っていただけると今後基準を作成する予定であるとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議、討論を終了、採決の結果、第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、御報告申し上げます。

主な質疑の内容は次のとおりであります。

第8条、職員の一般要件ということで、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実務に関し、知識経験を有する者でなければならない。」とあるが、具体的にはどのような方が学童保育の職員となるのかとの質疑に対して、従前から学童保育所に従事された方及び保育士、学校の教員の免許を持っている方ということになるとの答弁がありました。

次に、第11条に放課後児童支援員というのが出てくるが、この支援員と職員との関係はどのようになっているのかとの質疑に対して、今回この法改正によって放課後児童指導員という指導員が全て支援員という形になる。都の研修を受けていただき、「指導員」から「支援員」という形に名前が変更になるものであるとの答弁がありました。

次に、第5条に一般原則ということで、「保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき」というようなことが書かれているが、学童保育放課後児童健全育成事業というのは、保育の部分に当たってくると思うが、保育園のように支給認定というものを受けるのかとの質疑に対して、当市でも国の情報並びに決定を待っているとおりであり、この点については今後示されていくと思う。当市にとって有利なものを選択していけばよいというふうに考えているとの答弁がありました。

次に、今後この事業について、民間事業者が入ってくる可能性があるのか、資格の問題が緩むことになるのかとの質疑に対して、国の示された基準では民営化等があった場合でも対応できるように設計をしたようである。ところが、当市においては民間事業者が入っていく余地があるかということでは、本制度にのっとった補助制度等、さらにはこの設備並びに職員体制等が整って、果たして採算が合うのかどうかということ、現状ではどれぐらいの補助が出るのかということが示されていないのでわからない。本年8月に放課後子ども総合プランというのが示され、その一文を見ると、学校施設を徹底して活用した実施促進というのが一番にうたわれているので、それを行い、かつ学童での受け入れ、放課後子ども教室もあり、それでもだめな場合には民間も入ってこられる余地があるのかと考えている。当分の間は、国が示している放課後子ども総合プランで平成31年度までの当市のプランをつくらなければならないということになっており、その点が義務化されてお

りますので、そちらをやった後に、それでもまだ受け入れ先がないという場合に、民間事業者も手を挙げてくれるというふうに考えているとの答弁がありました。

次に、第19条で日にちや時間が規定されているが、市民からの要望では時間を延ばしてほしい、預かる日を延ばしてほしいということがあるが、このあたりの見込みはどうかとの質疑に対して、時間延長については、ことしの4月から学校が休業の日、土曜日、夏休み、冬休み等の休業時は今まで8時半開所だったのを30分前倒しをし、8時から開所ということに変更したところである。昨年行ったニーズ調査の中でも、時間延長を希望される方は非常に多いということは認識をしている。まずは支援員の確保と6年生までの受け入れ体制が整った段階で検討していきたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議、討論を終了、採決の結果、第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、御報告申し上げます。主な質疑は次のとおりであります。

この条例によって受け入れを6年生までに拡大するというので、どのような変化が見込まれるのかとの質疑に対して、これまでのアンケートの結果、4年生から6年生になる方で約200名の方が希望されるという結果が出ている。実際の定数で見ると、100名程度の方が児童館や学校のほうを利用していく形になると思われるとの答弁がありました。

次に、待機児童が発生するというよりは、何らかの方法で受け入れを図っていくというのが市の考えということでよいのかとの質疑に対して、学童保育で全て受け入れが可能であれば非常に好ましいことであるが、1年生から3年生までの対象が6年生まで拡大されるということは、現状でも非常に対応に苦慮しているところであり、希望されるお子さんをランドセル来館を含めた形で待機児を解消する方法でお預かりをしていきたいとの答弁がありました。

次に、6年生まで拡大されるということは、低学年の枠が少なくなってしまうのかとの質疑に対して、同じ点数だと低学年が優先的に利用できるように基準の見直しを考えているとの答弁がありました。

質疑、自由討議、討論を終了し、採決の結果、第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

今回、新たな指定管理者になるということで、運営経費のコスト面や市民へのサービス向上について、どのようなメリットがあるのかとの質疑に対して、運営面で新しい指定管理者は、地域の生活習慣、運動習慣がない方々を掘り起こすというような大きな方針を示している。具体的な事業として、健康スマイルバスということで、地域にバスを走らせて高齢者などを体育館のほうに呼び寄せるというような提案もいただいている。また開館日についても、現在水曜日、金曜日が23時までやっているところを、月・火・木を新たに追加して、週5日、社会人の方が来やすい機会づくりを行うことになっている。また金銭面では、5年間のトータルで2,870万円安いということになっているとの答弁がありました。

次に、地域の運動していない方たちを掘り起こしていくということであるが、当市の健康施策と密接に関係してくるので、社会教育課だけではなく健康課や保険年金課とも連動していくべきと思うが、どのように考えているのかとの質疑に対して、当然運動のことだけではなく、それに連携しなければいけない健康、医療など施

策を進めていく中で、この指定管理者とも調整をし、できるものは対応していきたいとの答弁がありました。

次に、この指定管理者が変わるということで、今現在雇用されている方が継続して雇用される見込みはあるのかとの質疑に対して、今、臨時職員で勤めている方については、継続雇用を促しますというふうに書いてありますので、再雇用についてはお願いをしたいとの答弁がありました。

次に、個人情報の保護について、立入調査は本社も含めて立ち入りできるのかとの質疑に対して、事業体が共同事業体ですので、当然共同事業体の本社等にも立入調査ができると判断しているとの答弁がありました。

次に、職員の処遇について、資格を持った正規職員がきちんと配置されるというような記載もあるが、臨時職員については派遣労働者は入るのか、また協定書の中に地方自治法、その他の関係法令を遵守しとなっているが、その他の関係法令には労働基準法も当然入ると受けとめてよいかとの質疑に対して、派遣労働者については把握をしていない、直接雇用で入っていただく職員の方だというふうに認識をしている。また協定書の法令上の責任という中には、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他の法令上の全ての責任を負って従業員を管理するものとしているとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議、討論を終了、採決の結果、第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、原案どおり可決と決しました。

次に、26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情につきまして、御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

陳情趣旨の中で、公立保育所の民営化はやめ、維持、拡充を図ってくださいということで、現在公立園は1園しかないが、今後どういうふうを考えていくのかとの質疑に対して、担当部としては、現在公立保育園の持っているスキルとかキャリア、それから地域等での役割等を考えて、公立保育園は今後とも存続していくのがいいだろうと考えているとの答弁がありました。

次に、幼保連携型認定こども園の意図的な移行促進はやめてくださいとあるが、今後、認定こども園というのがふえる可能性があるのかとの質疑に対して、現在ある1園はそのまま残っていただけるという意向を聞いている。恣意的な移行を促進するようなお話は一切していないとの答弁がありました。

次に、現行保育施設における地方単独補助、保育料軽減策などは維持、継続し、現行水準を後退させず改善を図ってくださいとあるが、この件についてはどう考えるのかとの質疑に対して、保育園では市のほうでも単独補助等をやっている。来年度以降も、現行水準をベースに検討していきたい。保護者の負担については、当市では国基準の2分の1、50%程度を保育料ということで設定しており、その考え方は踏襲していきたい。幼稚園については、幼稚園に対する東京都の補助金、それから保護者に対する補助金等が、まだ決められていないので市における補助というのは、決められる段階ではないとの答弁がありました。

次に、この陳情趣旨では、家庭の財政負担が、この新制度によって大きくなるのではないかという懸念と、もう一つは、この制度によって品質基準が下がるのではないかという懸念があると思うが、市の考えを聞きたいとの質疑に対して、保育園の保育料については現行の水準で設定をしたいと考えている。幼稚園については、改善を図っていききたいと考えている。質の問題では、国の基準というのは保育園については変わらないが、小規模保育では現状で決められている基準と同等以上の基準が設定されており、後退よりは現状維持か現状以上に質が保たれると考えているとの答弁がありました。

次に、陳情趣旨で民営化はやめてということとなっているが、民営化したことによる苦情というようなもの

があるのかとの質疑に対して、これまで3園を民営化しているが、民間になったからというような苦情は受けていないと認識しているとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

子ども・子育て新制度は、税と社会保障の一体改革の中で、今まで社会保障は医療、介護、年金とされていたが、そこに子育てが入るといって、消費税増税分の中からきちんと財源を確保して対応することになっている。この陳情は、保育についてのことが主であるが、新制度は保育をされていない自宅で子育てをしている方たちにも、きちんと子育てサービスをしていくということが求められている。この少子化に対して、早急な手を打たなければいけないという中で、国の制度にのっとって速やかにこの新制度がスタートすることを考えると、この陳情は採択すべきではないという発言がありました。

また質疑の中でも、現状の市の考え方をただしたところ、ほぼ陳情の内容に沿って実行している。あるいはその方向であるということが明らかになったのではないかと。全体とすれば、市の回答はこの陳情に沿う回答であると思うので、採択していく必要があると思うとの発言がありました。

自由討議を終了し、討論を終了、起立採決の結果、26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情は、不採択と決しました。

次に、26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、26第8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、26第9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、以上3件について御報告申し上げます。

これらの陳情は、陳情内容が同趣旨でありますので、一括議題として審査を行いました。また陳情審査に際して、東大和市における市長申し立ての成年後見制度の市長申し立ての実績がわかるもの及び東大和市の平成26年度予算における成年後見人等の報酬に関する費用の助成等の実態がわかるものの2点について資料要求を行い、内容の説明を求めました。

主な質疑は次のとおりであります。

成年後見制度については、認知症や知的障害者などの判断力が不十分な人にかわり、家庭裁判所に選任された後見人が財産管理や施設の入所手続などの契約行為を行う制度であり、当市もぜひ促進をしていただきたいと思うが、どのように理解をされているのかとの質疑に対して、市では現在、市長申し立てによる報酬助成等を行っている。今後さらに高齢化が進む中で、現在当市では高齢化率24%だが、今後30%以上の高齢化を予測したときに、これらの市長申し立てによる申請が、さらに急増していこうと考えているとの答弁がありました。

次に、当市での過去の市長申し立ての件数を資料としていただいたが、この17件の具体的内容はどのようなものか、また17件のうち報酬助成をしている件数が3件となっている理由はどのようなものかとの質疑に対して、これらの方々ほとんどがひとり暮らしの方で、御夫婦であっても、例えば親族が遠方にいたり、またその方たちもう70代、80代、90代で御高齢になっているとか疎遠であるとか、そういったケースで、御本人が認知症の場合に市長のほうで申し立てをさせていただいている。報酬の付与がされた案件は、本人に財産等はないというようなことで、裁判所で報酬付与の審判がおりたということであるとの答弁がありました。

次に、予算額について、現在報酬助成を受けている人の実績に合わせているようであるが、申し立てに関しても費用がかかると思うが、このあたりはどうなっているのかとの質疑に対して、高齢介護課では成年後見人の方に報酬助成を行っているのが2名で、そのうち1名の方が1万8,000円、それからもう1名が2

万円ということで、予算上はトータルで5名分で見ている。それ以外の分、3名分が今後の発生に備えた形の予算計上ということになっている。本日の資料では、扶助費としての助成の金額だけを入れてあり、任意事業という中には申し立てにかかわる手続の費用、鑑定が必要な場合の鑑定費用なども予算計上しているとの答弁がありました。

次に、平成20年3月28日に厚生労働省のほうから成年後見制度の対象者の拡大についてという通達が出されているが、当市ではどのような対応をされてきたのかとの質疑に対して、厚生労働省の通知というのはいただいているが、当市ではその当時、今後は市長申し立てのほうの件数が伸びていくだろうということを考慮し、その市長申し立て以外の本人申し立てや親族申し立てについての拡大についてまでは拡大をしていない。今後さらに認知症高齢者がふえたり、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯がふえていく中で、本人や御親族が申し立てをするより、親族自身が申し立てもできないといった市長申し立ての対象ケースがふえるのではないかとということで判断してきたとの答弁がありました。

次に、陳情内容のように制度の改正をした場合に、影響額がわかれば教えていただきたいとの質疑に対して、高齢介護課の関係では、全国で平成25年1月から12月中に成年後見の審判がおりた方の人数から算出した場合、東大和市において16人が成年後見の申し立てが認められたこととなる。仮に最大で16人という形で計算をすると、年間で384万円ほどとなると推計している。障害福祉課では、同様の方法で65歳未満の方について試算した場合、おおむね5人程度というふうに推計をしている。同様に、この5人が全て報酬助成を受けたとして120万円程度の報酬助成額になるというふうに見込んでいる。一度助成をすれば、被後見人の死亡のときまで報酬の費用は続くことになるので、現在の介護保険事業の中での予算では賄い切れないということで、一般会計のほうから負担をして行う。また障害福祉課のほうでも、補助金の負担の範囲を超えるので、市の一般会計からの全額負担ということになってくるとの答弁がありました。

次に、ほかの市町村で報酬助成をされている場合に、どのような実績になっているのかとの質疑に対して、他市の状況として成年後見制度の報酬助成制度をまず行っていない自治体が多摩26市中7市ある。また報酬助成制度を有している自治体は、当市を含めて19市、このうち報酬助成の補助対象を当市のように市長申し立てに限って助成している自治体は、当市を含めて14市となっている。本人及び親族申し立てまで報酬助成の対象を拡大している自治体は26市中5市で、町田、小金井、小平、立川、調布となっている。この5市のいずれもある一定の予算の範囲の中で事業を実施しているということで、期限を決めて募集をしたり、予算の範囲を超えてしまった場合には、その中から必要な人をさらに選ぶ。場合によっては助成の金額を下げ、その年度の人数の多寡によって助成額が変わってくるというようなことを行っていると聞いているとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

成年後見制度の本質というのは、やはり最後までその方が尊厳を持って生きていけるための制度であるというふうに考えると、全てが市長申し立てだけで成り立っていくものではないと考える。厚生労働省からの対象者の拡大という通知が出されていることは、国の方針はあくまでも本人申し立て、親族申し立てに関しても、報酬を払うことが困難な人に対しては助成をしていくということを明確に言われているので、これにのっとった形で当市も市長申し立ての枠を外す方向で、この陳情を採択すべきと考えるとの発言がありました。

討論を終了し、採決の結果、26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情は採択と決しました。

また26第8号陳情、26第9号陳情は、26第7号陳情と趣旨が同じでありますので、みなし採択と決しました。

次に、26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情について、御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

この陳情について、ほかの市ではどのような対応になっているかとの質疑に対して、9月10日現在で多摩26市では当市を含めて陳情が15市、請願が3市、議員提出議案が4市、計22市となっている。6月議会で審査した3市においては、いずれも採択されているとの答弁がありました。

次に、手話言語法に対しての国の動向はどのようにになっているかとの質疑に対して、まず平成18年に国連で障害者権利条約が採択された。その条約の中に、障害者に保障するコミュニケーションとしての言語に手話を含むと規定がされたところである。その後、日本でこの条約の批准のための国内法の整備を進めるということになり、平成23年に障害者基本法が改正された。この中で、全ての障害者は、可能な限り、言語、手話を含む、その他の意思疎通のための手段の選択の機会が確保されると規定されたところである。このように、国際的にも、国内的にも手話が言語として認められてきているというような状況の中ではあるが、日本の聾学校では長く口話法の教育、口から発音を読み取っていくというような方法が重視されて、手話を言語として学び、使って社会生活を営む環境が整っていないということから、この法の制定が求められている状況であるとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を行いました。

日常生活において、手話が使えず苦勞されている事例もあり、手話言語法の制定によって、これらの社会生活がより進んでいくとの陳情ですので、みんなで力を合わせて採択していくべきである。また東大和市において、これからのまちづくりについて耳が聞こえない方とも仲よく平和に、幸せに暮らしていくという環境づくりには私たちも努力をして、そういう人たちの要望に応じていくべきである。また2020年にオリンピック・パラリンピックも開催されるということになり、そういう機運が高まっているときに、こういった意見書を出すというのは重要である。ぜひそういうことを実現のために動いていきたいとの発言がありました。

自由討議を終了し、討論を終了、採決の結果、26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情は採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託された議案及び陳情についての審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時 8分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔2 番 西川洋一君 登壇〕

○2番（西川洋一君） ただいま議題になっております5つの議案、5つの陳情のうち、日本共産党東大和市議員団は、第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に反対で、他の議案及び陳情には賛成です。

第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に、反対の討論を行います。

この条例は、国が進める子ども・子育て支援新制度を来年4月からの実施とするために、一連の条例が制定されますが、その一つで、保育事業の設備や運営について基準を定めるものとなっています。これまで保育所設置に当たっては、国の基準があり、これを満たすものが保育所として設置されてきました。いわゆる認可保育所です。しかし、設置された認可保育所だけでは保育需要に間に合わず、国の基準を満たさない保育施設が生まれてまいりました。いわゆる認可外保育施設です。

議題となっておりますこの条例は、保育所職員数、有資格者数、保育室や調理室などの設備、面積などにおいて国基準よりも低い市の基準をつくり、低い基準でもそれに合っていれば保育施設として市が認可するものというふうになるものです。国の基準といっても、決して高い水準ということでもなく、その改善が求められているところです。それより低い水準の保育施設を、いわゆる認可施設と認めることになり、保育に格差が持ち込まれることとなります。そういうわけで、この条例には反対をするものです。どの子どもも同じ保育を受けられるようにすべきです。

東大和市の保育事業では、これまで国基準より保育士数などにおいて充実した施策をとってまいりました。また待機児解消のためにということでは、認可保育所の増設をすることで取り組んでまいりました。ぜひこの考え方、方向でこれからも保育事業に取り組んでいただきたいと思います。

同時に、今度こうした低い基準の認可施設ができるわけで、家庭的保育事業、小規模保育事業を行う事業者への支援を強化して、東大和市における保育事業においては少なくとも国基準以上の水準で行うよう要望するものです。

陳情の中の26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情は、これについてですが、この陳情は児童福祉法第24条1項による市の保育実施責任を踏まえた保育施策の実施を求めています。それとともに、保育に携わる職員は全員保育士有資格者であること、人材確保と保育の質の向上を図るため財源を確保し、必要な予算措置を求めているものであり、賛成するものです。

賛成討論は以上です。

〔2 番 西川洋一君 降壇〕

〔17番 東口正美君 登壇〕

○17番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は公明党を代表して、第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に賛成、第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に賛成、第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に賛成、第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に賛成、第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定についてに賛成、26第6号陳情 子ども・子育て

支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情に反対、26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情に賛成、26第8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情に賛成、26第9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情に賛成、26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情に賛成の立場で討論いたします。

第40号議案から第43号議案は、国の子ども・子育て支援新制度に対応した条例制定ですので、一括して討論いたします。

子ども・子育て支援新制度は、消費税増税に伴い、子育ても社会保障の一環と位置づけられ、平成27年4月から本格始動されます。それに伴っての条例制定に賛成いたします。東大和市では、この条例制定に向けていち早く地方版子ども・子育て会議を立ち上げ、ニーズ調査も丁寧に行っています。加速的に進む少子化対策のため、子育て支援の充実は待ったなしの状態であります。また市として、その全体の量と質の管理を行わなければなりません。これらの条例制定によって、保育サービスを初めとした子育て施策の質の維持、向上の面でも市が果たす役割は飛躍的に大きくなるものと思います。これまでも待機児童対策や地域の子育て環境の充実に力を入れていただいておりますが、今後も子育てするなら東大和市と言われる子育て支援の充実を期待しています。

第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定については、これまでも公明党として体育施設の指定管理者導入については強く求めてきたところですが、今回その導入から5年がたち、新しい指定管理者を指定するに当たり、その事業内容は開館時間の拡充、利便性の向上のためのバスの運行など、今まで以上にサービスの向上の新たな提案がありました。指定管理者制度の導入に当たっては、市民サービスの向上と経費の削減が同時に求められます。経費についても、5年間で2,870万円の削減がなされるとのことであり、今回新たな指定管理者を指定することに賛成いたします。そして、さらに体育施設の利用が市民の健康増進に役立つよう、他の健康施策と連動した市民サービスの充実が進むことを期待しております。

次に、26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情については、今回の条例制定でその内容が充足されており、子育て施策の拡充についてはスピード感を持って対応すべきと考えますので、今陳情には反対いたします。

次に、26第7号から26第9号まで、成年後見制度の報酬助成に関する陳情について申し上げます。成年後見制度は、障害者福祉サービスの利用等の観点から重要な制度ではありますが、制度に対する理解が不十分なことや、費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないことがあります。このことを受け、厚生労働省は平成20年3月、成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大しています。成年後見制度は、障害者の人権を守る大切な制度であるだけでなく、今後ますます進展する高齢化社会においても重要な制度であり、必要な人が誰でも利用できる制度となるよう報酬助成の制度も陳情のとおり見直されるべきと考えます。

次に、26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情について申し上げます。手話は、耳から情報を得られない聾者の方にとって、日常生活に欠かせない大切な視覚言語であることは、多くの人が認識しているところだと思います。しかしながら、手話が公の言語として認められてこなかった歴史について今回の陳情で改めて学びました。我が国の手話は、明治時代から聾者の中で大切に受け継がれてきましたが、1880年、明治13年にミラノで開催された国際会議において、聾教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法で教えることが決議され、事実上、手話の使用は禁止されてきました。その後、2006年12月に採択され

た国連の障害者権利条約には手話は言語であると明記されました。さらに2010年、カナダのバンクーバーで開催された国際会議で、1880年、ミラノでの決議が撤廃され、改めて聾者が手話で教育を受ける権利があるとの認識が広まりました。我が国においても、2011年8月に成立した改正障害者基本法で、全ての障害者は、可能な限り、言語、手話を含む、その他の意思疎通のための手段について、選択の機会が確保されると定められました。手話は言語である、この流れをさらに確かな形にするため、手話言語法の制定を国において進めていくべきと考え、今陳情に賛成いたします。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

[17番 東口正美君 降壇]

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 4番、実川圭子です。厚生文教委員会に付託された5議案、5陳情について、全て賛成の立場で討論します。

このうちの3点について討論いたします。

まず第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてです。

来年度から始まる子ども・子育て新制度に向けて、これまでそれぞれに進められてきた家庭的保育など、小規模な保育が市の認可制度となり、財源も与えられていくということで、待機児童の対策とともに利用する子供や保護者にとっても多様な保育を安心して選択できるようになると考えます。特に年齢の低い子供にとっては、大集団よりも家庭的な少人数での保育が向いているという子供もいます。今後、市は一人一人の子供にとってどういった保育が向いているのかというような情報も含めて、この新制度を広めていくことを求めます。

次に、26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情についてです。

陳情趣旨が10点挙げられていますが、おおむね今回の子ども・子育ての関連の4議案で達成されていますが、よりよい保育を目指し、子供の育つ権利が十分保障されていく必要があると考えます。よって、委員会では不採択とされました26第6号陳情については採択し、子ども・子育て新制度のより一層の充実を図るべきと考えます。

次に、26第10号陳情 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出に関する陳情についてです。

本陳情については、国への意見書を提出することにとどまらず、今後、当市での手話言語条例の制定を視野に入れ、準備委員会などを当事者である聾者や手話通訳者を含め、実効性のある条例提案ができるよう早急に立ち上げていくことを求めます。

以上のように5議案、5陳情を採択するにとどまらず、より一層向上していくことへの一歩として全てに賛成し、私の討論とさせていただきます。

[4番 実川圭子君 降壇]

○議長(尾崎信夫君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

26第6号陳情 子ども・子育て支援新制度を全ての幼い子供の育ちを支える制度とするための陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

26第7号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

○議長（尾崎信夫君） 26第8号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、本件は26第7号陳情が採択とされたことにより、みなし採択と決します。

○議長（尾崎信夫君） 26第9号陳情 成年後見制度における成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情、本件は26第7号陳情が採択とされたことにより、みなし採択と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

日程第13 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（尾崎信夫君） 日程第13 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18 第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上6議案を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、決算特別委員会委員長、関田 貢議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 関田 貢 君 登壇〕

○14番（関田 貢君） ただいま議題に供されました6議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

なお、本委員会の審査結果につきましては、審査の経過を省略し、結果のみを御報告申し上げます。

本委員会は、9月16日、火曜日、19日、金曜日及び22日、月曜日の3日間にわたり付託されました第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5特別会計について審査いたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔決算特別委員会委員長 関田 貢 君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を行います。

〔3 番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） 日本共産党東大和市議員団を代表して、平成25年度一般会計決算及び同国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計決算に反対の討論を行います。

東日本大震災、福島原発事故から3年半が経過しました。いまだに24万6,000人もの方々が避難生活を余儀なくされ、9万人が仮設住宅暮らしです。仮設住宅は、耐用年数をとくに過ぎ、サッシが閉まらない、カビの異常発生など住むに耐えない状況が放置されています。新国立競技場に巨費を投じるのではなく、真っ先に避難されている方々の暮らしを支えるべきです。東大和市が被災地及び避難されている方々に対し、できる限りの支援を行うよう求めます。

原発の再稼働を許すかどうかは東大和市民にとっても重大な問題です。8月に第一原発事故の被災地を視察しました。第一原発から20キロ以遠にある広野町は、最初に除染が完了した町です。避難指示解除宣言から2年たっても戻ったのは3割程度です。被災1年後に町長が帰還宣言をしても、3割程度しか住民は戻っていません。それより第一原発に近い楢葉町は、この春に除染が完了しましたが、町長が6月に予定していた避難指示解除を先送りして1年検討するとしています。除染でぴかぴかに磨き上げられた家々を見てきました。しかし、そこはゴーストタウンで、内側はネズミとイノブタのふん尿でとても住める状況ではないそうです。いまだに汚染水さえまともにコントロールできない状況で、もう一度何かあったら大惨事になるというのが被災地の方々の認識で、だから戻りたくても戻れないのです。福島第一原発の事故は、収束どころか現在進行形で拡大し続けているのです。再稼働を許さず、このまま全原発を廃炉に持っていく、即時原発ゼロへ踏み出すべきです。東大和市長が再稼働反対の立場を表明し、自然再生エネルギー普及への施策を推進するよう求めます。

平成25年度決算審査を通じて、第1に市財政が最も困難だった平成19年度から大きく改善していることが明らかになりました。将来負担比率、これは家計でいえば一家の抱える借金を年収の何年分で返済できるかということですが、平成19年度、62.6%だったものが、平成25年度は24年度に引き続いてマイナスとなりました。これは一般会計だけでなく、特別会計や一部事務組合の将来負担額も含まれています。基金の残高も平成19年度、全会計で7億8,509万円だったものが、25年度には38億3,487万円、25年度決算後には51億1,621万円とな

りました。市も少しずつ健全性を取り戻してきて、健全化と持続性が図られてきていると答弁しました。市財政の健全化それ自体は言うまでもなくいいことです。問題は、国保税の大幅値上げや家庭ごみ有料化などに見られるように、市民の暮らしがその犠牲にされていることです。

第2に財政好転の要因ですが、市は元気な東大和再生プランによる民間活力導入と行政改革という市の努力とともに、国の地方財政対策の中で地方の一般財源が一定額確保されたことを挙げました。平成19年度の歳入一般財源が174億9,801万円だったのに対して、25年度、193億6,687万円と18億7,000万円近い増収です。平成19年、参院戦での自民党大敗をもたらした、これ以上、地方を切り捨てるな、これ以上暮らしをいじめるなという国民世論が地方財政切り捨て路線を曲りなりにも転換させた。このことなしに、市財政の健全化が不可能だったことは明らかです。国に市民の暮らしを守るための一層の地方財政措置を求めるべきです。

第3に市民の暮らしについてです。5%への消費税増税が行われた平成9年からGDPを10%も縮小させ、国民の収入も12%減少と日本経済は大打撃を受けて立ち直れず、今日に至っています。市民1人当たりの所得は、平成9年、382万4,000円だったものが、25年は310万6,000円と約2割減少し、同じ間、社会保険料負担額は41万8,000円から48万1,000円と15%も増加しています。市は厚生労働省の調査で、ことし7月の給与総額が前年比増加に転じたことをもって、市民の生活が一概に悪化していると判断するのは難しいと答弁しました。しかし、収入増は一部にとどまっており、しかも物価の上昇と消費税増税で実収入が減っていることは政府統計でも示されており、暮らしの悪化は明らかです。かたくなにこれを認めようとする態度は、市政運営の根幹にかかわる問題として厳しく批判するものです。今そして平成25年度も、福祉の充実と市民負担の軽減こそ求められています。

第4に、国保税値上げは間違いだったということです。平成25年度決算で、全会計で16億8,348万円の黒字を出し、12億8,000万円を基金に繰り入れて、基金残高を51億1,621万円にまで積み上げながら、25年度に2億5,000万円、13.2%の国保税値上げを押しつけました。福祉の充実と負担軽減こそ求められているときに、市民に負担を押しつけて市の貯金残高をふやすというやり方は本末転倒、基金への繰り入れ至上主義とも言うべき自治体の役割を見失うものと言わなくてはなりません。国保加入世帯のうち、所得なし層が35%、100万円以下が6割近いという状況を見れば、その誤りは一層明白です。

第5に、基金への繰り入れ至上主義と国の悪政を免罪する姿勢が直接結びついているということです。市長は臨時財政対策債について、将来の負担の先食いだと言いました。国の責任で解決すべきといっても、それは国民の税金だ、だからなるべく積み立てて将来の負担に備えるのだと。さらに公共施設の維持管理に膨大なお金がこれからかかる。それにも備える必要があるのだと言いました。しかし、憲法に基づいて国は地方財政を保障しなくてはなりません。バブルがはじけて以降も、大企業のために年間50兆円もの公共事業を続けたことが、今日の財政破綻の原因であり、現在においても新幹線や高速道路、5兆円を超える軍事費に加えて大企業への相次ぐ減税などが国の財政を危機に陥れているのです。この悪政を正せば財源はつくれます。公共施設の維持管理も、東大和の独自問題ではありません。全国共通の問題であり、整備新幹線、新たな高速道路などではなく、現存する公共施設、公共インフラの整備に公共事業の軸を置くことで国として解決すべき問題です。少なくとも自治体の長として、どんなことがあろうと地方自治を保障する財源は国が賄わなくてはならないのだという立場に確固として立つことを求めます。国の責任を免罪し、その分をいわれなく市民に押しつける態度を改めるよう求めます。

これに関連して第6に、財源論、負担論についてです。市長は、将来の市民に負担を負わせるわけにいかな

いと言いました。高齢者福祉の負担を高齢者が負うのか、現役世代が負うのかという議論もあります。負担のあり方の基本は、将来の市民か現在の市民かでも、高齢者か現役世代かでもありません。負担能力の大きな者か負担能力の小さい者が負担のあり方の基本です。消費税の8%への増税で庶民に8兆円もの負担を押しつけ、同時に大企業には復興税の前倒し廃止で1兆5,000億円減税する。さらに法人実効税率引き下げで数兆円の減税を約束するなどもつてのほかです。東大和市は、道路占用料の2,500万円の値下げをそのまま続けました。恩恵を受けたのはNTTと東京ガスと東京電力の3社だけです。この点も厳しく批判するものです。

第7に、開かれた市政に関する問題です。自治基本条例に関する市民懇談会は、自由な意見交換の場とする趣旨から非公開で行われている問題です。答弁では、可能な限り意見交換の内容を発信していく観点から、要録を発言者を伏せてホームページ等に掲載しているとされました。可能でないものは発信されないわけです。自治基本条例のあり方の検討が密室で行われているのは、何のための自治基本条例なのか根本から問われる問題です。市民懇談会委員9名のうち6名は市長の指名です。市の責任で改善を図るよう求めます。また、3市廃プラ施設建設問題についても、市民に理解を求める取り組みについて、具体的には衛生組合の取り組みだとしました。日本共産党は、現状では建設そのものに反対ですが、市民に対する説明責任はまずもって東大和市にあるはずで、周辺住民に理解を得るための真摯な努力を求めます。

第8に、市長が相対的貧困の克服の問題に触れ、一市町村では解決は困難だが、できることはやると答弁したことについては、今後注視していきたいと考えます。

以下、一般会計、款ごとに若干述べます。

今議会から市議会のインターネット配信が実現しましたが、25年度の音声配信から始まった開かれた市議会への予算措置を評価します。市税、国保税、介護保険料などの減免を受けた市民は極めて少なく、減免基準の見直しにより低所得世帯などの負担軽減を図るべきです。市の臨時職員の時給が最低賃金に張りついている状況を打開し、非正規職員の待遇改善を図るべきです。ことし10月から最低賃金が19円上がることを受けて、市は臨時職員の時給を20円引き上げると答弁しましたが、最低賃金に張りついている状況はそのままです。市がワーキングプアを生み出しているという事態を抜け出すことは、格差と貧困の拡大という社会状況を打開する道筋をつくることです。高齢者見守りぼっくすの設置や向原保育園の定員増、玉川上水保育園新設への取り組みを評価します。胃がんリスク検査などの保健事業の拡充を評価します。航空機騒音問題は、高度やルートへの厳守について客観的資料で確認すべきです。さらに住宅密集地上空を飛行している状況の改善も図るべきです。大雨に対する一連の溢水対策を評価し、雨水浸透ます補助拡充など一層の取り組みを求めます。また消防団員報酬改定や都補助金も活用した装備改善を評価します。市の教育費の保護者負担は高水準にあり、引き下げを求めます。就学援助基準の引き上げと拡充を求めます。特別支援学級や通級学級の設置は評価しますが、その環境については改善を求めます。上仲原テニスコートの改修を評価し、スポーツ環境の一層の整備を要求します。プラネタリウムの機器の一新を評価します。

次に、国民健康保険特別会計について述べます。

25年度は国保税の13.2%もの増税、2億5,000万円もの市民負担増を強行した年でした。市税全体は95.5%の徴収率に対して、国保税は74.9%です。また不納欠損額は前年度の1.65倍、1億589万円に達し、件数は1.79倍、1万5,265件に達しました。まさに払い切れない国保税の実態を示しています。もちろん根本には国の悪政があります。国庫負担割合を50%に、つまりもとに戻すだけでも大幅な改善が見通せます。国の役割放棄によって市民の暮らしが大きく脅かされているからこそ、市が憲法に立って市民の暮らしを守る、福

社の増進を図る本来の市の役割を果たすことが求められています。国保税の値上げは間違いでした。

介護保険についてです。

特養ホームの待機者が、ことし4月で225名、「保険あって介護なし」と言われる状況の解決は待ったなしの課題です。制度導入に際して国が負担割合を半分にしてしまったことが最大の原因です。必要な介護サービスが適切に行われるよう求めます。

後期高齢者医療制度についてです。

75歳以上の高齢者だけを囲い込めば、2年置きに大幅な値上げが襲うことははなから明らかでした。後期高齢者医療制度の廃止を求めます。

以上で決算討論とします。

[3 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[19番 御殿谷一彦君 登壇]

○19番（御殿谷一彦君） 公明党の御殿谷一彦です。公明党を代表して、平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定及び国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成25年度は、国政において私ども公明党が政権の一翼を担い、自民党・公明党の連立の新政権が本格稼働した年でした。それまでのデフレスパイラルに入り込んでいた経済状況を反転させ、日本経済の閉塞感を打ち破り、企業や社会を、そして国民を勇気づけ、経済成長を促すことが求められていました。平成25年度の東大和市の決算では、その経済状況の持ち直しの兆候が見られます。しかしながら、既に3・11、東日本大震災から3年以上が過ぎようとしています。着実な前進を実感しつつも、被災地の復旧、復興はその途上にあります。政治の安定化の中で、景気回復を図りながら、被災地の復旧、復興の着実な推進を願うものです。

景気が上向いてくると気が緩むのでしょうか。今日は地方議員の不祥事が相次ぎ、物議を醸しています。今改めて地方議員とは何なのかが問い直されています。8月25日の東京新聞に、地方議員の不祥事の原因について、次のような特集記事が載っていました。共通する傾向は、他者への想像力を欠いた独善性と自分の気に入らないものにはなりふり構わずかみつく攻撃性だ、差別と貧困にさらされている少数民族のつらさや、政務活動費が血税であることの重みを感じていない等々、地方議員の劣化ぶりを激しく糾弾していました。

地方政治、地方自治を論じる際に引用される言葉に、イギリスの政治家、ジェームズ・ブライスの言葉があります。「地方政治は民主主義の最良の学校」との言葉です。この言葉には、住民の暮らしにかかわる事柄は住民みずからが決定する。自治の精神こそが大切であるとの強い思いが込められています。その住民と一番近くで接しているのが私たち地方議員です。私たち公明党は、市民、住民の代表である議員として責任を自覚し、地方自治を担っていく決意でございます。

さて、一般会計の状況であります。実質収支が13億2,786万円の黒字となり、単年度収支でも1億1,566万円の黒字が計上できました。また財政調整基金へ6億1,000万円の積み立てを行い、年度末残高で20億8,300万

円を積み立てることができました。その他の基金を合わせた総額が33億円を超えたことは、近い将来の公共施設の更新や緊急時の災害対応等に備えての安心につながるものと評価いたします。

また財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は90.1%となり、前年比1.4ポイントの改善が図られています。健全化判断比率でも良好な数字を維持できており、今後の維持をお願いいたします。これまでも人件費の抑制に取り組んできておりますが、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増額や今後償還が始まる公債費の増額が予測される中で、第4次行政改革大綱に定められた平成28年度まで90%を維持するとの目標を達成するためには、さらなる人件費の抑制に取り組んでください。そのためには民間活力の利用を進め、行政のスリム化を図るための指定管理者制度の活用や事務事業評価による徹底した事業の見直しなど、さらなる行政改革の推進を図る必要があります。今後、社会保障の充実のための消費税の改定が控えていますが、高齢化対策、少子化対策、公共施設の老朽化に対する対策が求められる中で、行政サービスを維持し、地域の活性化を進めることを求めます。また、ハード面では世代ごとの人口の増減を鑑み、それを利用する市民の状況を踏まえた公共施設の総合管理計画を行いながら適正な財政状況の維持管理を求めます。

最初に、歳入について述べます。

根幹をなす市税については、当初の市長の予算編成方針では、景気低迷の影響が懸念されていましたが、国の経済対策の効果を受けて少しずつ景気の明るさが見えてくる中で400万円の増額となりました。市民税法人が、実効税率引き下げ等により前年比約7,600万円の減額となった中で、市民税個人は前年比約2,000万円の増額となりました。また利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金は、景気の好転を受けて収入増が図られました。国のさらなる経済対策が効果を上げていただき、当市の収入増に寄与することを望むところでございます。

市債については、臨時財政対策債が16億5,042万円の起債、用地買収事業債で1億5,100万円の起債、第八小学校校舎増築で9,200万円の起債となっています。必要な公共材に対する起債は、必要なものと考えております。後年度に交付措置される臨時財政対策債については適正に活用し、今後も市債総額が急激に増加することのないよう慎重な運用に努めていただくよう要望いたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、人事管理事務事業において女性の活用をさらに進めるよう望みます。今、生産年齢人口の減少が予想されています。女性の活躍が求められています。そのような中で、市役所でも女性が働きやすい環境をつくり、管理職においても30%を目標に積極的に女性を活用、登用することを求めます。

広報活動事業では、公明党が提案したソーシャルネットワークによる情報発信が進んでいることを評価いたします。市報の配布は、現在は主要な新聞への折り込みと希望者宅への配布を行っていますが、今の社会状況は新聞からのニュースの入手にかわり、パソコン、スマートフォンと電子媒体からのニュースの入手に変わろうとしています。全市民に市報を読んでいただくためには、市報の各戸配布を要望いたします。

行政改革推進業務では、行政評価を進めていただき、ホームページに公表されていることを評価いたします。外部評価についても定着が図られています。市民の目線での評価を施策に反映してください。行政評価は、続く予算の計上審査に活用が求められます。そのためにも、現在の11月にホームページ上に公表しているスケジュールを、決算認定の9月前に公表することを求めます。

防犯対策事業では、青色回転灯パトロールカーによる見守り活動と安全安心情報送信サービスの実施は、日常の防犯対策や緊急時の市民への情報提供ツールとして大いに役立っております。情報サービスは、登録件数

が着実にふえていることは、市民の関心がふえていることと考えます。市の努力を評価いたします。今後とも犯罪を起こさせないまちづくりのために、適正な運用を求めます。また従前より要望しております東大和市駅前交番の一日も早い実現の努力をお願いいたします。

徴収事務事業では、コンビニ収納、滞納分の差し押さえ、競売の実施など、市のさまざまな施策を実施していただき、徴収率が市民税個人普通徴収で1.1ポイントの改善が図られました。滞納繰越分の徴収率は1.4ポイントの改善が図られました。コンビニ収納については、24時間、365日の納税が市内外のコンビニエンスストアで可能となり、市民にも大変好評です。また口座振替については、従来の申し込み方法に加え、クレジットカード機能を活用した電子的申し込み方法等により、簡単に手続きできる方法の検討も進めてください。今後とも適正できめ細やかな納税相談を行うなど、市民生活に配慮しながら収納率のさらなる向上策を図っていただくよう要望いたします。

選挙管理委員会運営事業では、投票率の向上が課題です。土日も働く人がふえていくことを鑑みると、期日前投票の推進のため、期日前投票所の増設も考える必要があります。若年層の投票率向上への対応も必要です。適正、公正な選挙の推進とともに、さまざまな投票率向上策を求めます。

次に、民生費について述べます。

高齢者見守りぼっくす事業は、高齢化社会が進む中で奈良橋市民センターに見守りぼっくすがつくられたことを評価いたします。さらに、平成26年4月には新堀に見守りぼっくすが開設されました。より一層現場に出てください、支援を進めてください。

障害者就労支援事業では、市内事業所での職場体験を通じて就労を進めていただくとともに、平成25年度から市役所での就労体験を進めていただいたことを大きく評価いたします。障害者の本人の就労体験になっただけでなく、市の職員にとっても大きな体験になったと思います。民間保育園運営委託・補助事業と民間保育園施設整備補助事業については、平成26年4月の時点で当市の待機児童数が前年比65人減り、14人になったとの報道がありました。待機児童削減数では全国15位、削減率では東京都内トップとなりました。これまでの長年の努力の成果が出てきました。これからも利用状況を注視し、バランスのよい保育園整備を進めてください。

子ども家庭支援センター運営事業については、多くの相談に対応されております。かるがもひろばについては、スペースの拡大も図り、センターをさらに子育ての支援の中心にしていってください。

衛生費について述べます。

成人保健事業費では、「こころの体温計」でのメンタルチェックが進みました。より多くの市民に利用していただき、気軽にチェックを行っていただくように広報、宣伝に努めてください。ピロリ菌抗体検査については、公明党が強く要望し、進めていただきました。がん検診では、早期発見・早期治療のためにも、受診数、受診率の充実に努めてください。

ごみ減量推進事業費では、小型家電の処理について、そこに含まれているレア金属の回収に着目して対応を進めてください。古紙回収については、市民の意識を高めるためにも、不法業者の持ち去り対応を進めてください。

農林業費は、ファーマーズセンター運用事業について申し上げます。ファーマーズセンターは、市民農園条例に基づき運営していただいておりますが、周辺の公園が子育てに活用されていることを鑑み、子育て中の市民でも本来の利用者の妨げにならない形で利用できるように検討をお願いいたします。

消防費の災害対策事業については、自主防災組織の育成を行っていただいております。共助の環境充実のため

にも、継続、拡充をお願いいたします。

備蓄倉庫、備蓄コンテナへの備蓄品については順次拡充を進めていただいています。自助のために各家庭での備蓄についても広報、宣伝を進めてください。

防災モデル地区事業も、DIG・HUGのゲームを用いて効果的な作業を進めていただいています。未実施の地域への拡大も進めていってください。

防災フェスティバルは、震災への認識を風化させないためにも継続をお願いいたします。

教育費について。

就学指導事業についてです。近年、食物アレルギー、アナフィラキシーが問題になっています。生徒一人一人の状況把握、対策としてのエピペンの使用訓練等を行っていただいております。今後も気を抜くことなく対策を行ってください。

教育指導管理事務事業と教育センター運営事業については、少人数学習指導ではその効果が上がっております。図書館指導員、スクールカウンセラーは、担当者が不足している状況ですが、範囲を広げての人材募集、ホームページの活用などで必要人員の確保をお願いいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

一般被保険者国民健康保険税については、収入済額が19億5,140万円と前年比2億3,600万円増加し、収納率も前年比増加となりました。今回の税率改正では、所得の少ない方に配慮し、所得の多い方に相応の対応をお願いする税制を進めました。結果として、収入額増加、収納率向上となったことは、国民健康保険制度継続のために今回の改定は市民に受け入れていただいたと思います。国保会計健全運営が少しでも進んだことを評価いたします。

特定健康診査等事業では、市長の健康維持のため、ああ失礼、市民の。市長も頑張ってください。市民の健康維持のため、特定健診を進めていただきました。受診率の52%は評価いたしますが、さらなる受診率の向上を進めてください。

保健衛生諸事業では、レセプトデータの活用を先駆的に進めていただきました。ジェネリック医薬品の利用促進、糖尿病等重症化プログラムはさらに継続して進めていってください。

介護保険事業特別会計について申し上げます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業については、高齢者ほっと支援センターにおいて進めている地域包括ケアシステム事業を、東大和市の地域性を考慮し、地域に密着した事業として継続的に、積極的に進めてください。

さて、最初にも申し上げましたが、地方分権が進み、少子高齢化が進む中、議員は真に市民を代表するプロの議員としての力が必要とされています。そして市長をトップとする市側においては、職員の市行政のプロとしてのさらなる力が必要とされています。行政サービスを維持し、地域を活性していくにはどうすべきか、さまざまな施策を今後も真摯に検討、対応し、市民に伝えていくことを要望し、討論を終わります。

〔19番 御殿谷一彦君 降壇〕

〔5番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、二宮由子です。民主党を代表して、平成25年度東大和市一般会計決算ほか5特別会計決算に、賛成の立場で討論を行います。

私ども民主党の所属議員でもある大后議員が、監査委員として既に平成25年度決算審査に際し、おおむね適

正に執行されているものと認められるとして監査意見書も提出しておりますので、詳細はそちらにお譲りすることといたしまして、ここでは簡明に申し上げておきます。

さて、平成25年度の経常収支比率、公債費比率、財政調整基金も大幅な改善が見られ、大いに評価いたしますが、これらは尾崎市政でなくてもやって当然のことであり、ここで満足されては困ります。尾又市政であった平成19年度の危機的状況からは脱したとの見方はできますが、今後も改善に向けた取り組みは継続する必要があります。また財政調整基金は、年度間における財源不均等を調整するためと将来の財政負担に対する備えでもあることを考えれば、施設整備等基金も含めて当然今後も引き続き積み立てを行うことが必要であることは明白であり、むやみに貯金があるから取り崩そうというのは無責任のそしりは免れないでしょう。

最後に、昨年も申し上げましたが、もっとリーダーシップをいかんなく発揮され、前市政が積み残した課題を、果敢に、徹底的に、そして大幅なスピードアップをもって解決されることを求め、討論といたします。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） やまとみどりの床鍋です。平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、やまとみどりを代表して賛成の立場で討論を行います。

まず歳入につきましては、不納欠損額の増加が今年度見られました。決算特別委員会での質疑において、生活困窮者の増加によることも原因の一つとして考えられ、ことし4月から始まった消費税の導入など、国の施策が地方自治体の運営に影響を及ぼしていることがわかりました。しかし、市としては納税相談などを通して、丁寧な徴税努力が見られたということで、平素より徴税努力を重ねている市職員の努力に対し、心より敬意を表する次第であります。

次に、歳出につきましては、全体として昨年の黒字決算が今年度も続き、財政調整基金の積み立ても順調に推移し、健全な財政状況へ向かっていると評価をさせていただきます。しかし、個別の事業に関しては何点か指摘をさせていただきたいと思えます。

まず歳入に関しては、一昨年度の道路占用料の改正に伴い、改正前からおよそ2,500万円の減収となっております。日々徴税の努力をしている職員にとっても、この金額を市民から徴税することは大変なことであります。しかし、この改正により多くの利益を得ているのは一部大企業だけであります。この点においては、早急にもとの制度に戻すことが市財政及び市民のためであると考えます。

次に、航空機騒音調査についてであります。立川飛行場から飛び立つヘリコプターのコースは、東大和市の南側、桜が丘を中心に飛来するコースになっております。コースを設定した際には、このあたりは基地もしくは基地跡地であり、当時はそれほど問題にならなかったかもしれませんが、現在では高層マンションを初め特養老人ホーム、都立高校、看護専門学校など一層平穏な環境が要求される場所となっております。この地域の状況を的確に伝えるとともに、平穏な環境維持のため東大和市が積極的な主張をしていくことを望みます。

保健衛生費に関しては、小平市所在の公立昭和病院の負担金について指摘をさせていただきます。この問題については、昨年度決算の際にも指摘させていただきましたし、定例議会での一般質問でも取り上げた問題です。東大和市には、東大和病院を初め多くの病院があります。近隣の立川市、武蔵村山市にも総合病院があります。約1億円以上の負担をするならば、東大和市内の医療機関の充実のために使うか、東大和市が所属している北多摩西部保健医療圏に関する経費に充てるべきです。また、そのための負担の緊急性の必要がないなら、厳しい市財政であるわけですから、不足している他の分野に回すべきです。

ごみ減量推進事業に関しては、桜が丘2丁目に建設予定である3市共同資源物処理施設に関して、周辺住民の反対にもかかわらず建設を進めようとしております。この件は、小平市長、武蔵村山市長、東大和市長の三者で合意した文書の中にある文言には、「地域住民の合意を得て計画を進める」と明示されております。しかし、本議会の答弁でも、現在周辺住民の合意を得ていないという事実を市が認識しているにもかかわらず、計画を強引に進めようとしていることは、尾崎市政が常々掲げる市民協働の市政運営から著しく外れたものであるということをご指摘させていただきます。

図書館事業につきましては、これまでも閉館日を多くすることや開館時間の延長、学習スペースの確保などを要望してまいりました。この件に関しても、市では現状では不十分であるという認識を持っているようなので、ぜひ早急な対応を求めています。

以上、各論について代表的な点を指摘させていただき、賛成の討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番(実川圭子君) 4番、実川圭子です。平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

25年度の一般会計歳入は、微増の約295億円という決算は、少子高齢化が進むとはいえ、東大和市は納税人口がわずかながらふえていることは喜ばしいことです。款別歳出の構成比率を見ると、平成24年度よりわずかに減ってはいますが、民生費が51.9%と前歳出の半分を超えています。住宅地が大半を占めている当市では、安心して暮らし続けるには今後とも民生費がふえることが予想されます。必要な支援はしっかりと行き渡らせる必要があります。

一方で、他の施策への投資も計画的に考えていく必要があります。学力の向上を本気で考えるのであれば、教育費が9.8%ということは見直していく必要があるのではないのでしょうか。

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種については、平成25年6月に積極的な接種勧奨の中止にもかかわらず、それ以降、66回の接種があったことは非常に残念です。市では副反応被害の報告は受けていないとのことですが、とても高い確率で何らかの支障を来すような副反応が、期間を置いて全国的に報告されている現状を考えた場合、追跡調査などをするよう要望します。接種希望者には、正しく情報を伝え、今後1人も副反応に苦しむことがないよう対応を求めます。

子育て支援については、保育園の定員増、新設保育園建設、保育ママ増員、赤ちゃん・ふらっと増など、子育て環境を充実させる取り組みや子育てに関するタウンミーティングの開催を評価します。

スポーツ祭東京2013を成功裏に終えることができ、活気のある中で女子フルマラソン発祥の地としての水の精の記念像の建立や多摩湖駅伝での除幕式、またプラネタリウムの機器変更など、イベントの盛り上がりがあったことを評価します。これらは今後、市の活性化につながるような継続性を期待します。

基金の積み増しをして将来に備えているということで、約40億円近い基金となったことは地道な努力と着実な取り組みの成果であり、今後控えている施設の建て替えや政策実現のために必要な資金だと理解します。しかし、その将来像をしっかりと描き示していかないと市民はついていけません。長期的な展望を市民と共有し、ともに将来の東大和市をどのようにするのか、サービスの行き届いたまちから市民自治へのまちへと進む足かりをつけることを強く望み、賛成討論とさせていただきます。

〔4番 実川圭子君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を認定と決めます。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を認定と決めます。

日程第19 委第3号議案 手話言語法（仮称）制定を求める意見書

○議長（尾崎信夫君） 日程第19 委第3号議案 手話言語法（仮称）制定を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

直ちに採決いたします。

委第3号議案 手話言語法（仮称）制定を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決めます。

日程第20 議第4号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書

○議長（尾崎信夫君） 日程第20 議第4号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔3 番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） 議第4号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書の提案理由を説明します。

9月25日付の読売新聞に、「コミバス値上げ相次ぐ、「公平性」、「収支改善」狙う」との記事が出ています。自治体が運行し、地域の足として親しまれているコミュニティバスの料金が、主流だったワンコイン、100円均一から民間の路線バス並みに値上げするケースが多摩地域で相次いでいる。路線バス利用者との公平性の確保や事業維持のための財政負担緩和などが理由だ。一方、70歳以上の都民が有償で取得すれば、都内の大半の乗り合いバスに乗車できる都のシルバーパスを利用できないコミバスも多く、路線バスより使いにくいとの声も聞かれるとした後で、東大和市の住民説明会でも民間並みに値上げするならシルバーパスを使えるよ

うにできないかと不満の声が上がった様子が書かれています。

同じ読売新聞の記事の一覧表によると、170円以上の初乗り料金のコミバスでシルバーパスが使えないのは東村山市と東大和市だけということになります。この点では、市の独自努力も求められるところですが、そもそも東京都のシルバーパスの仕組みとして、コミュニティバスに適用できないことになっていることに問題があります。コミュニティバスや多摩都市モノレールへと適用対象を広げればシルバーパス購入者もふえ、財源もふえると考えられます。さらに所得水準によって3,000円パスや5,000円パスを導入すれば、利用者増、収入増も見込めるはずですが、今回の意見書案では適用対象の拡大のみを取り上げました。

以下、意見書案を読み上げて提案とします。

高齢者の交通権を保障し、社会参加を高める上で、シルバーパスは大きな役割を果たしています。一方、コミュニティバスは、交通不便地域の解消に大きな役割を果たしていますが、残念ながら、現在のシルバーパス条例と同施行規則のもとではシルバーパスが適用されません。

多摩地域にはシルバーパスを使える交通手段が少ないことにも鑑み、コミュニティバスと多摩都市モノレールにもシルバーパスを適用するよう求めます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 1点伺います。

シルバーパスを導入するとどこかしらに、やはり財政負担というのがさらにふえていくと予想されますけれども、その点はどのようにお考えなのかお聞かせください。

○3番（尾崎利一君） 御質問ありがとうございます。

1つは、提案理由の説明でも言いましたけれども、適用対象を広げることによってシルバーパスを購入する方がふえるということは当然考えられるということが1つと、それから武蔵村山市、視察に行ってきましたけれども、東大和市の場合はコミュニティバスの運行にかかわる総経費から利用者運賃を差し引いた額を補助金としてバス会社に出すという形になってますけれども、武蔵村山市は公共交通を維持するというのは、市だけではなくて公共交通機関の責任でもあるんだということで、その経費から収入を差し引いた額を補助するというのではなくて、定額で幾らという形でバス会社に支出をしていると。バス会社の側は、これでは足りないというふうに言っているようですけれども、結局、170円になってシルバーパスを、東京都のシルバーパス条例では適用されないけれども、シルバーパスを適用させている。そのことについて、市として特別な支出はせずに、これを行っているという状況があります。そこら辺の考え方も、整理をしていく必要もあるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔3番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第4号議案 シルバーパスをコミュニティバスと多摩都市モノレールに適用するよう求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。
よって、本案を否決と決します。

日程第21 議第5号議案 地方税財源の拡充に関する意見書

○議長（尾崎信夫君） 日程第21 議第5号議案 地方税財源の拡充に関する意見書、本案を議題に供します。
本案は全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。
直ちに採決いたします。

議第5号議案 地方税財源の拡充に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 議第6号議案 オスプレイの横田基地への飛来や配備反対に関する意見書

○議長（尾崎信夫君） 日程第22 議第6号議案 オスプレイの横田基地への飛来や配備反対に関する意見書、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔2番 西川洋一君 登壇〕

○2番（西川洋一君） ただいま議題となりました議第6号議案 オスプレイの横田基地への飛来や配備反対に関する意見書の提案理由の説明を行います。

東京都市長会が東京都に27年度予算要望の要望事項3の中で、横田基地等周辺的生活環境整備騒音対策等の推進を要望をしています。この今回出しました意見書の趣旨は、市長会の要望とほぼ同一のものです。

意見書を出す背景として、最近のオスプレイの飛来の動向を述べ、そして沖縄の普天間基地撤去と横田基地

の周辺状況を比較しています。普天間基地は、人口密集した住宅地の中にあることから、その撤去が日程に上っています。横田基地は普天間基地同様、あるいはそれ以上に人口が密集した首都東京にあります。危険なオスプレイの飛来、配備のないように求めるものです。

以下、意見書を読み上げて提案とします。

オスプレイの横田基地への飛来や配備反対に関する意見書。

米軍用機MV22オスプレイは、7月20日の北海道航空協会主催の航空イベントへの展示の際、燃料補給の名目で7月19日と21日、横田基地に2機飛来しました。続けて8月29日に飛行・訓練の名目で飛来、9月5日友好祭展示で飛来しました。このほか、厚木基地に飛来したオスプレイは、世界遺産となった富士山の麓である東富士演習場で訓練を実施しました。

7月以降、横田基地への飛来を初め首都圏への飛行・訓練がなし崩し的に本格化してきており、絶対に容認できません。

沖縄普天間基地の撤去が喫緊の問題となっていますが、横田基地周辺も、隣接する5市1町に約51万人が住み、さらにその周辺の自治体には約363万人が暮らす、人口密集地です。主権国家の首都に外国軍基地が配備されているのは世界に類例がありません。これまでも周辺住民は航空機騒音に苦しめられ、相次ぐ部品の落下事故などの危険にさらされてきました。

東大和市は横田基地から7キロメートルの位置にあり、これまでも同基地及び自衛隊立川基地の航空機騒音の被害を受けてきました。

よって、東大和市議会は、オスプレイについては、安全性に大きな懸念があることから、周辺自治体や住民に対して十分な説明を果たすとともに、横田基地への飛来や配備を行うことがないよう、国民の命と安全に責任を負うべき日本政府に対して強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。ぜひ、皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2番 西川洋一君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第6号議案 オスプレイの横田基地への飛来や配備反対に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第23 陳情の付託

○議長（尾崎信夫君） 日程第23 陳情の付託を行います。

9月22日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、建設環境委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を、閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第24 閉会中の継続審査について

○議長（尾崎信夫君） 日程第24 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

総務委員会から、お手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第25 閉会中の特定事件調査について

○議長（尾崎信夫君） 日程第25 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第26 議員派遣について

○議長（尾崎信夫君） 日程第26 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中の議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時18分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 尾 崎 信 夫

副 議 長 関 田 正 民

署 名 議 員 二 宮 由 子

署 名 議 員 中 野 志 乃 夫